

施設基準に関する事項

基本診療料

- 一般病棟入院基本料
- 急性期看護補助体制加算
- 看護職員夜間配置加算
- 超急性期脳卒中加算
- 診療録管理体制加算 1
- 医師事務作業補助体制加算1
- 療養環境加算
- 重症者等療養環境特別加算
- 救急医療管理加算
- 栄養サポートチーム加算
- 医療安全対策加算 1
- 術後疼痛管理チーム加算
- 急性期充実体制加算1
- 歯科外来診療感染対策加算3

- 呼吸ケアチーム加算
- バイオ後続品使用体制加算
- 後発医薬品使用体制加算 1
- 後発医薬品使用体制加算 2
- 病棟薬剤業務実施加算 1
- 病棟薬剤業務実施加算 2
- データ提出加算
- 認知症ケア加算
- せん妄ハイリスク患者ケア加算
- 精神疾患診療体制加算
- 特定集中治療室管理料 1
- ハイケアユニット入院医療管理料1
- 地域医療体制確保加算

- 急性期看護補助体制加算
- 報告書管理体制加算
- 看護職員夜間配置加算
- 緩和ケア診療加算
- 入退院支援加算
- 医療的ケア児(者)入院前支援加算
- 地域歯科診療支援病院歯科初診料
- 協力対象施設入所者入院加算
- 重症患者初期支援充実加算
- 患者サポート体制充実加算
- 感染対策向上加算1
- 歯科診療特別対応連携加算
- 歯科外来診療医療安全対策加算2

特掲診療料

- 糖尿病合併症管理料
- がん性疼痛緩和指導管理料
- がん患者指導管理料 イ
- がん患者指導管理料 ロ
- がん患者指導管理料 ハ
- 糖尿病透析予防指導管理料
- 院内トリアージ実施料
- 夜間休日救急搬送医学管理料の「注3」に規定する救急搬送看護体制加算
- ニコチン依存症管理料
- 開放型病院共同指導料
- がん治療連携計画策定料
- 肝炎インターフェロン治療計画料
- 薬剤管理指導料
- 医療機器安全管理料 1
- 在宅療養後方支援病院
- 在宅経肛門的自己洗腸指導管理料
- 在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物 居住者訪問看護・指導料「注2」
- 在宅腫瘍治療電場療法指導管理料
- 検体検査管理加算 (IV)
- HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)
- 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- ヘッドアップティルト試験
- 神経学的検査
- コンタクトレンズ検査料1
- 小児食物アレルギー負荷検査
- 画像診断管理加算 1
- CT撮影及びMRI撮影
- 冠動脈CT撮影加算
- 心臓MRI撮影加算
- 抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- 外来化学療法加算1
- 連携充実加算
- 無菌製剤処理料
- 心大血管疾患リハビリテーション料 (I)
- 脳血管疾患等リハビリテーション料 (I)
- 運動器リハビリテーション料 (I)
- 呼吸器リハビリテーション料 (I)
- がん患者リハビリテーション料
- 外来栄養食事指導料の「注2」に規定する基準
- 椎間板内酵素注入療法
- 静脈圧迫処置(慢性静脈不全に対するもの)
- 経皮的循環補助法(ポンプカテーテルを用いたもの)
- 緑内障手術〔緑内障手術(流出路再建術(眼内法)及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術)〕
- 顎関節人工関節全置換術(歯科)
- 生体腎移植術
- 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(区域切除で内視鏡支援機器を用いる場合)
- 腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 緑内障手術〔緑内障治療用インプラント挿入術(プレートのあるもの)〕
- ストーマ合併症加算
- 外来腫瘍化学療法診療料の「注9」に規定するがん薬物療法体制加算
- デジタル病理画像による病理診断
- 外来緩和ケア管理料
- 体外照射呼吸性移動対策加算
- 画像誘導放射線治療(IGRT)
- 在宅患者訪問診療料(I)の「注13」〔在宅患者訪問診療料(II)の「注6」の規定により準用する場合を含む〕、在宅がん医療総合診療料の「注8」及び歯科訪問診療の「注20」に規定する在宅医療DX情報活用加算

- 歯科口腔リハビリテーション料 2
- 認知療法・認知行動療法 1
- 医科点数表第2章第9部処置の通則の5に掲げる処置の休日加算1
- 医科点数表第2章第9部処置の通則の5に掲げる処置の時間外加算1
- 医科点数表第2章第9部処置の通則の5に掲げる処置の深夜加算1
- 歯科点数表第2章第8部処置の通則第6号に掲げる処置の休日加算1
- 歯科点数表第2章第8部処置の通則第6号に掲げる処置の時間外加算1
- 歯科点数表第2章第8部処置の通則第6号に掲げる処置の深夜加算1
- 人工腎臓
- 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- 組織拡張器による再建手術〔乳房(再建手術)の場合に限る〕
- 後縦靭帯骨化症手術(前方進入によるもの)
- 脳刺激装置植込術及び脳刺激装置交換術
- 脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置 交換術
- 乳癌センチネルリンパ節生検加算1及びセンチネルリンパ節生検(併用)
- 乳癌センチネルリンパ節生検加算2及びセンチネルリンパ節生検(単独)
- 乳腺悪性腫瘍手術〔乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴わないもの)及び乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴うもの)〕
- ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後)

- 食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの)、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、小腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、結腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、腎(腎五)腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、尿管腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、膀胱腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、腔腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)

- 経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)
- ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- 大動脈バルーンパンピング法(IABP法)

- 腹腔鏡下小切開骨盤リンパ節群郭清術、腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術、腹腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術、腹腔鏡下小切開後腹膜悪性腫瘍手術、腹腔鏡下小切開副腎摘出術、腹腔鏡下小切開腎部分切除術、腹腔鏡下小切開腎摘出術、腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術、腹腔鏡下小切開腎(尿管)悪性腫瘍手術、腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術及び腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術

- 腹腔鏡下胃縮小術(スリーブ状切除によるもの)
- 医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
- 婦人科特定疾患治療管理料
- 外来放射線照射診療料
- 胸腔鏡下弁置換術
- 胸腔鏡下弁形成術
- 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
- 周術期薬剤管理加算
- ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術(リードレスペースメーカー)
- 腹腔鏡下腎盂形成手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)

- 胸腔鏡下肺切除術(区域切除及び肺葉切除術又は1肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合)

- 腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術(胆嚢床切除を伴うもの)
- 経皮的下肢動脈形成術
- 医療DX推進体制整備加算
- BRCA1/2遺伝子検査
- 腹腔鏡下胃全摘術[単純全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)]及び腹腔鏡下胃全摘術[悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)]

- 定位放射線治療
- 二次性骨折予防継続管理料1
- 二次性骨折予防継続管理料3
- 強度変調放射線治療(IMRT)
- 血流予備量比コンピューター断層撮影

- 植込型除細動器移植術(経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの)、植込型除細動器交換術(その他のもの)及び経静脈電極抜去術

- 外来・在宅ベースアップ評価料 (I)
- 入院ベースアップ評価料
- 経カテーテル弁置換術(経心尖大動脈弁置換術及び経皮的動脈弁置換術)
- 救急患者連携搬送料

- 胆管悪性腫瘍手術〔膵頭十二指腸切除及び肝切除(葉以上)を伴うものに限る〕
- 腹腔鏡下肝切除術
- 腹腔鏡下膵腫瘍摘出術
- 腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術
- 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- 体外衝撃波腎・尿管結石破砕術
- 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術
- 医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の休日加算1
- 医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の時間外加算1
- 医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の深夜加算1
- 歯科点数表第2章第9部手術の通則第9号に掲げる手術の休日加算1
- 歯科点数表第2章第9部手術の通則第9号に掲げる手術の時間外加算1
- 歯科点数表第2章第9部手術の通則第9号に掲げる手術の深夜加算1
- 輸血管理料 I
- 輸血適正使用加算
- 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- 麻酔管理料 (I)
- 放射線治療専任加算
- 外来放射線治療加算
- 高エネルギー放射線治療
- 一回線量増加加算
- 病理診断管理加算 2
- 悪性腫瘍病理組織標本加算
- 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- 心臓ペースメーカー指導管理料の「注5」に規定する遠隔モニタリング加算
- 外来腫瘍化学療法診療料 1
- 腹腔鏡下直腸切除・切断術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 体外式膜型人工肺管理料
- 救急搬送診療料の「注4」に規定する重症患者搬送加算
- 緑内障手術〔濾過胞再建術(needle法)〕
- 胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 前立腺針生検法(MRI撮影及び超音波検査融合画像によるもの)
- 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算
- 歯科疾患在宅療養管理料の注4に掲げる在宅総合医療管理加算 及び在宅患者歯科治療時医療管理料
- 歯根端切除術の「注3」
- 保険医療機関間の連携による病理診断
- 口腔病理診断管理加算 2
- クラウン・ブリッジ維持管理料
- 周術期栄養管理実施加算
- 慢性腎臓病透析予防指導管理料

- 腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)及び腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
- 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(肺葉切除又は1肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(肺葉切除又は1肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 腹腔鏡下胃切除〔単純切除術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)〕及び腹腔鏡下胃切除術〔悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)〕
- 緊急穿頭血腫除去術
- 経頸静脈的肝生検

- 腹腔鏡下噴門側胃切除術〔単純切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)〕及び腹腔鏡下噴門側胃切除術〔悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)〕
- 医療機器安全管理料2
- 定位放射線治療呼吸性移動対策加算
- 腹腔鏡下肝切除(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 下肢創傷処置管理料
- 看護職員処遇改善評価料48

当院は、上記の施設基準を満たしていることを、近畿厚生局長に届けています。